

処分基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第42条第3項において準用する第22条第7項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の返納命令
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 警備業法第3条第1号～第6号等（警備業の要件）、第42条第2項（機械警備業務管理者資格者証の交付）
処 分 基 準： 警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第7項各号のいずれかに該当し、機械警備業務管理者として不相当であると認められる場合は、資格者証の返納命令を行うものとする。 ここで、同項第3号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備業務用機械装置の運用計画又は指令業務に関する基準の作成懈怠、偽りの計画等の作成、明らかに違法な指令業務の指導、故意による長期の監督又は指導の懈怠等、その機械警備業務管理者の態様、動機等によって悪質な法令違反を犯した場合をいう。
問 い 合 わ せ 先： 北海道警察本部生活安全課保安課警備業係（電話011-251-0110） 各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備 考：